幸手市告示第２５４号

株式会社サラダボウルから申請のあった土地改良事業（農用地造成事業）の施行に関し、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９５条第３項において準用する同法第８条第１項の規定により、土地改良事業計画及び規準について審査を行った結果、適当と決定したので、同法第９５条第３項において準用する同法第８条第６項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和８年１０月１５日

幸手市長　木村　純夫

１　縦覧に供すべき書類
　土地改良事業計画書及び規準の写し

２　縦覧の期間
　令和８年１０月１５日から
　令和８年１１月　４日まで

３　縦覧の場所
　幸手市役所農業振興課窓口及び市ホームページ

４　異議の申出
　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧間満了の日の翌日から起算して１５日以内に市長に申し出ること